

エコアクション 21 の運営に関する検討委員会 設置要領

1 目的

環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに沿って、エコアクション 21 認証・登録制度(以下、本制度)の公正かつ適切な運営を図ることを目的とし、実施主体(以下、中央事務局という)の運営に関わる確認、評価、助言を行うため「エコアクション 21 の運営に関する検討委員会」(以下、委員会)を設置する。

2 構成

委員会は、検討事項に関連する学識経験者と企業担当者等のうちから、総合環境政策局長が依頼する者をもって構成する。

委員会において特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じ、検討事項に関係のある者を委員長の了解を得た上でオブザーバーとして出席させることができる。

委員会において特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じ、委員会の下に分科会等を設置することができるものとする。

3 検討事項

中央事務局の運営に関する事項

エコアクション 21 ガイドラインへの順守状況の全般的確認

各事業年度の事業実施状況の報告の聴取と必要な助言

新たに制度を開始する際における要件等の適合性の確認

その他、中央事務局に関して検討すべき事項

エコアクション 21 の制度運営に関する事項

ガイドライン及び業種別ガイドラインの改訂等の検討

エコアクション 21 の名称・ロゴマークの使用に関する検討

その他、本制度運営に関して検討すべき事項

4 委員長

運営委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

委員長は、運営委員会の議事運営に当たる。

委員長に事故のあるときには、委員長が予め指名する検討員がその職務を代行する。

5 期間

平成 23 年 9 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

(なお、検討会の開催回数は、2~3 回程度、1 回 2 時間程度とする)

6 庶務

運営委員会の庶務は、総合環境政策局環境経済課において処理する。

7 その他

上記により難い事由が生じた場合は、環境省総合環境政策局環境経済課が委員長に案を諮った上で、決定する。

会議については、原則非公開とする。なお、議事要旨及び会議資料については、各検討員への確認の後、インターネット等で公表するものとする。